

協会けんぽの健診が さらに手厚く、新しくなります!

3つのポイント

特設ページはこちら▶



35歳～74歳の方は
人間ドック健診に
最高**25,000円**の
補助!



20、25、30歳の方も
生活習慣病予防健診の
対象に!

※胃・大腸の検査を除く。



40歳～74歳の女性に
骨粗しょう症検診を
開始!

※偶数年齢の方が対象。

健診を受けた後の行動が大切です!

～インセンティブ制度の結果から見た福井支部の課題～

※インセンティブ制度とは?

事業主や加入者の皆さまの取り組み結果を全47支部で順位化し、上位15支部の健康保険料率が引き下げられる制度です。
取り組み結果は、2年後の保険料率に反映されます。

令和6年度福井支部の結果

評価指標	健診を受ける	課題 健康サポートを受ける (特定保健指導)	課題 生活習慣を改善する	課題 早期に医療機関を受診する	ジェネリック医薬品を使う	総合
順位 ()内は前年度	2位 (2位)	30位 (13位)	36位 (41位)	44位 (29位)	18位 (39位)	29位/ _{47支部} (26位)

健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判断された方は、健康サポート(特定保健指導)を受けてください。

健康サポートでのアドバイスを参考に健康づくりに取り組んでください。

「要治療」「再検査」の判定を受けたら、必ず速やかに医療機関を受診してください。

一人ひとりの取り組みが皆さまの健康と将来の保険料率の引き下げにつながります。
福井支部も、皆さまの健康づくりに伴走してまいりますので、引き続き一緒に取り組んでいきましょう!

退職後の健康保険、手続きはお早めに!

退職後は、ご自身で次の健康保険への切り替え手続きが必要です。以下の3つから比較・検討してお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険の担当課	ご家族の勤務先
保険料	在職時の約2倍 (上限あり) 退職時の標準報酬月額 × お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部の保険料率	加入する世帯の人数や 前年の所得などで決定 ※離職理由などにより保険料が 減免されることがあります。	被扶養者の 保険料負担なし
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までの被保険者期間が 継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内 (必着) に資格取得申出書を提出すること 	手続き先にご確認ください。	ご家族の勤務先にご確認ください。



任意継続保険申請時の留意点

- 申請書内の「健康保険 資格喪失証明欄」を事業主様にご記入いただくか、退職日を確認できる書類を添付いただくと、加入手続きがスムーズに進みます。

例) 退職証明書のコピー、健康保険被保険者資格喪失届のコピー、雇用保険被保険者離職票のコピー等

- 引き続き被扶養者となる方は、「マイナンバーを利用した情報照会」で収入状況の確認を行います。ただし、マイナンバー未収録の場合や協会けんぽにおいて収入情報を確認できなかった場合は、追加書類の添付をお願いする場合があります。

例) 所得証明書、(非)課税証明書、給与証明書、直近の年金額改定(振込)通知の写し等



任意継続の申請書はこちら▶

協会けんぽへの各種申請は

「電子申請サービス」が便利です!

パソコン、スマートフォンから「電子申請サービス」を利用すれば、郵送の手間・時間・費用がかからずに、オンラインで任意継続保険や傷病手当金等の各種申請手続きができます。ぜひご利用ください!

また、「けんぽアプリ」からも電子申請をご利用いただけます。「けんぽアプリ」は今後便利な機能を次々に実装する予定ですので、インストールされていない方はぜひご利用ください!

電子申請サービス
対象申請書一覧はこちら▶



その他電子申請サービスの
詳細についてはこちら▶



けんぽアプリの
インストールはこちら▶

